

三次市教育委員会告示第12号

三次市地域学校協働活動推進員設置要綱を次のように定める。

令和3年3月18日

三次市教育委員会教育長 松村智由

三次市地域学校協働活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項の規定に基づき、三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(推進員の役割)

第2条 推進員は、社会教育法第5条第2項の規定に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

(推進員の配置)

第3条 教育委員会は、三次市立の各小・中学校区（以下「学校区」という。）に推進員を置くことができる。

(定数)

第4条 推進員の数は、地域の実情を考慮のうえ、各学校区1人程度を原則とする。ただし、同一の推進員が複数の学校区を担当することを妨げない。

(資格及び委嘱)

第5条 推進員の委嘱は、次の各号の全ての資格要件に該当する者のうちから、当該学区の学校長及び当該地区の住民自治組織の長の推薦により、教育委員会が行う。

- (1) 地域において社会的信望のある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

(委嘱機関及び解嘱)

第6条 推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、これを解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合
- (2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

(活動内容)

第7条 推進員の活動内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- (2) 地域・学校の教育活動への支援や企画、参加促進に関する活動
- (3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連絡調整に関する活動
- (4) その他推進員の役割を達成するために必要な活動

(守秘義務)

第8条 推進員は、教育委員会又は学校の許可があつた場合を除き、その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、推進員の委嘱期間終了後も同様とする。

(事務局)

第9条 推進員の庶務は、教育委員会文化と学びの課において処理する。

(費用弁償等)

第10条 推進員が活動に要する経費又はその他の経費については、別途定める。

(その他)

第 1 1 条 この告示に定めるもののほか，推進員に関し必要な事項は，別に教育委員会が定める。

附 則

この告示は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。